



令和8年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会 第2回 理事会

日 時：令和8年8月28日（金）14:00～15:30

会 場：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室

次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議 事 項

- (1) 令和8年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミットについて【P2～5】
- (2) 令和9年度以降の「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミットについて【P6】
- (3) 令和8年度全県スポーツ大会について【P7】
- (4) 全県連絡協議会銀行口座（運営費）のネットバンキング導入について【P8～9】

4 報 告 事 項

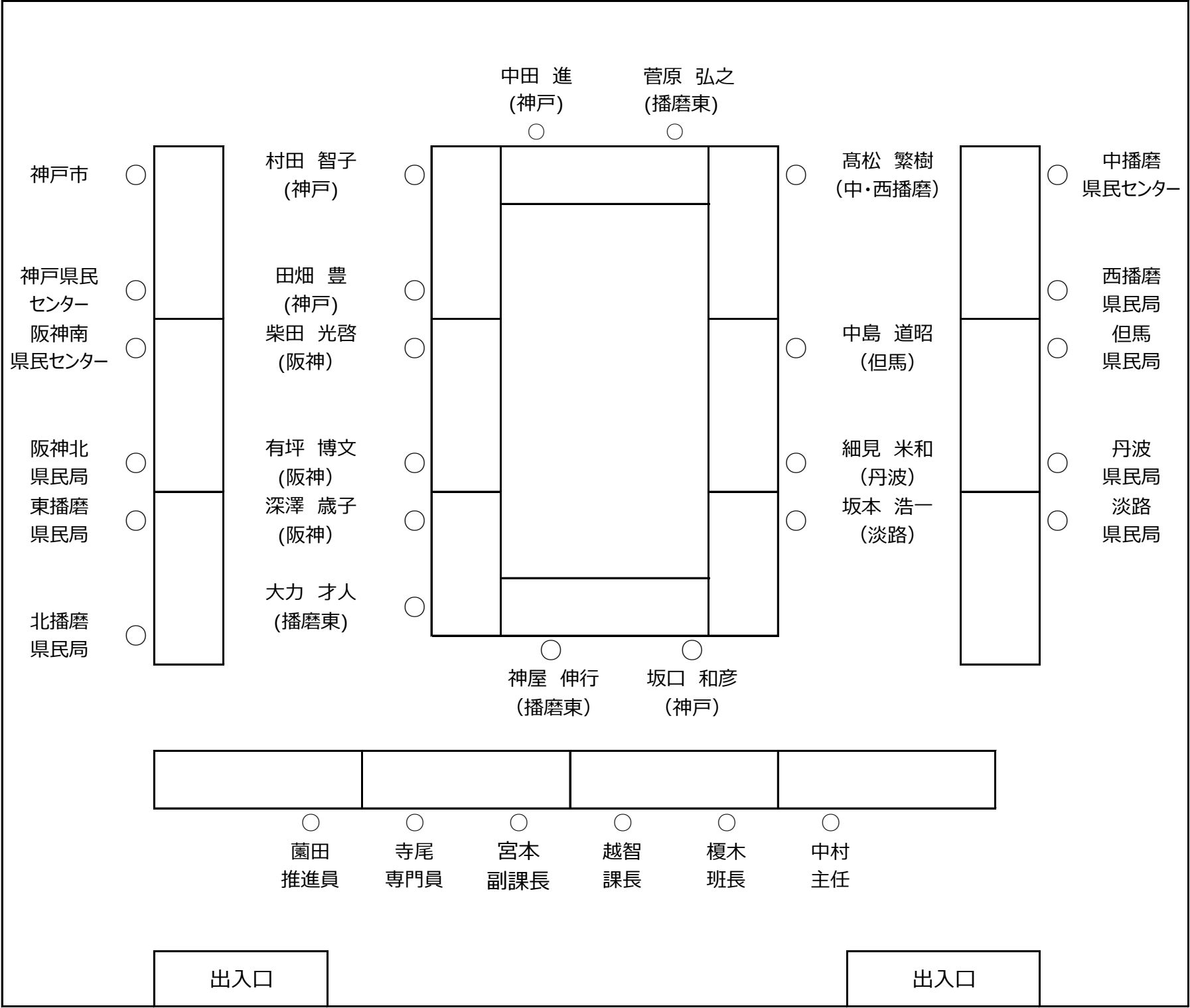
10年プランの進捗状況について【P10～12】

5 そ の 他

6 閉 会

令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会
第2回理事会 座席図

日時：令和8年8月28日（金） 14:00～15:30
場所：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室



令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会第2回理事会 出席者

No	役 職	役員名	地区	市町	所属（クラブ名）	出欠	備考
-	顧問	中 田 進	神 戸	神 戸 市	成 徳 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21	○	
1	会長	菅 原 弘 之	播磨東	加 古 川 市	NPO 法人加古川総合スポーツクラブ	○	
2	副会長	村 田 智 子	神 戸	神 戸 市	雲 中 ウ イ ン グ ク ラ ブ	○	
3		高 松 繁 樹	中・西播磨	福 崎 町	福 崎 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 連 合	○	
4	代表理事（監事）	柴 田 光 啓	阪 神	尼 崎 市	尼崎市スポーツクラブ21連絡協議会	○	
5	代表理事	中 島 道 昭	但 馬	豊 岡 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 に し き	○	
6		細 見 米 和	丹 波	丹 波 篠 山 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 む ら く も	○	
7		坂 本 浩 一	淡 路	淡 路 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 浦	○	
8	理事（監事）	田 畑 豊	神 戸	神 戸 市	ス ポ ー ツ 倶 楽 部 め い し ん	○	
9	理事	有 坪 博 文	阪 神	三 田 市	スポーツクラブ21さんだ連絡協議会	○	
10		大 力 才 人	播磨東	三 木 市	スポーツクラブ21自由が丘スマイル	○	
11		森 澤 光 司	中・西播磨	太 子 町	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 太 田	×	
12		垣 尾 大 輔	但 馬	朝 来 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 よ ふ ど	×	
13		篠 崎 岳 彦	丹 波	丹 波 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 氷 上 南	×	
14		平 田 誠	淡 路	淡 路 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 つ な	×	
15	幹 事	坂 口 和 彦	神 戸	神 戸 市	神 戸 市 立 中 央 体 育 館	○	
16		神 屋 伸 行	播磨東	加 古 川 市	NPO 法人加古川総合スポーツクラブ	○	
17	女性委員長	深 澤 歳 子	阪 神	宝 塚 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 ー 小 校 区	○	

〔地区事務局〕

No	地 区	氏 名	所 属	職 名	出欠	備考
1	神 戸	吉 中 裕 輝	神戸市文化スポーツ局スポーツ交流課	事 務 職 員	○	
2		横 山 和 奏	神 戸 県 民 セ ン タ ー	主 事	○	
3	阪 神	岡 田 大 知	阪 神 南 県 民 セ ン タ ー	課 長 補 佐	○	
4		佐 野 典 子	阪 神 北 県 民 局	県 政 推 進 事 務 員	○	
5	播磨東	花 本 修 人	東 播 磨 県 民 局	主 事	○	
6		宮 崎 佑 馬	北 播 磨 県 民 局	主 事	○	
7	中・西播磨	藤 田 祐 輝	中 播 磨 県 民 セ ン タ ー	副 主 任	○	
8		杉 本 美 香	西 播 磨 県 民 局	臨 時 職 員	○	
9	但 馬	押 田 真 波	但 馬 県 民 局	副 主 任	○	
10	丹 波	池 本 早 紀	丹 波 県 民 局	主 事	○	
11	淡 路	大 下 成 章	淡 路 県 民 局	課 長 補 佐	○	

〔(公財)兵庫県スポーツ協会〕

No	所 属	氏 名	職 名	出欠	備考
1	-	藺 田 大 地	地 域 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 推 進 員	○	

〔スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会〕

No	所 属	氏 名	職名（全県連絡協議会）	職名（スポーツ振興課）	出欠	備考
1	県民生活部 文化スポーツ局 スポーツ 振興課	越 智 敏 文	事 務 局 長	課 長	○	
2		宮 本 浩 充	事 務 局 次 長	副 課 長 兼 ス ポ ー ツ 環 境 班 長	○	
3		榎 木 康 雄	事 務 局 員	競 技 ・ 生 涯 ス ポ ー ツ 班 長	○	
4		寺 尾 亮	事 務 局 員	競 技 ・ 生 涯 ス ポ ー ツ 班 員 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員	○	
5		中 村 俊 介	事 務 局 員	競 技 ・ 生 涯 ス ポ ー ツ 班 主 任	○	

令和 8 年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミット 開 催 要 項

1 趣 旨

今後の「スポーツクラブ 21 ひょうご」を含めた地域スポーツの在り方について、「スポーツクラブ 21 ひょうご」関係者及び各市町行政を交えた研修及び情報交換を通じて連携を図るとともに、地域スポーツの推進とクラブの活性化をめざす。

2 主 催 兵庫県

3 主 管 「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会

4 協 賛 (公財)ユーハイム体育・スポーツ振興会

5 大会テーマ 「法令遵守で築く、地域に信頼される持続可能なクラブ」

6 概 要

(1) 日 時 令和 8 年 1 0 月 3 日 (土) 13:10～15:30 (受付 12:45～)

(2) 場 所 ひょうご津ミュージアム ひょうごはじまり館 研修室

(神戸市兵庫区中之島 2 丁目 2-1)

■ 神戸市営地下鉄海岸線「中央市場前」駅から徒歩 5 分

※神戸市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」駅～「中央市場前」駅まで約 7 分

※神戸市営地下鉄海岸線「新長田」駅～「中央市場前」駅まで約 8 分

(3) 日 程

12:45 13:10 13:20

14:30

15:30

受 付	開 会 行 事	講演・グループディスカッション
--------	------------------	-----------------

7 対 象 SC21 会員、各市町 SC21 担当者、一般参加者（スポーツ経営者・指導者・スポーツ選手等）

8 講 演 「持続可能なスポーツ組織を目指して～ガバナンスと事故予防の観点から～」
講師 合田 雄治郎 氏
(合田綜合法律事務所 代表弁護士)

9 グループディスカッション 講演中にグループディスカッション・発表等を行い、研修の理解度を深める。

10 そ の 他 諸連絡

令和 8 年度全県スポーツサミットの開催について

10 月 3 日（土）

1 スケジュール

12：45～ 受 付

13：10～13：20 開会行事 （ひょうご津ミュージアム ひょうごはじまり館 研修室）

13：20～14：30 講 演 「持続可能なスポーツ組織を目指して～ガバナンスと事故予防の観点から～」

講師 合田 雄治郎 氏

（合田綜合法律事務所 代表弁護士）

14：30～15：30 グループディスカッション

2 役割分担について

	会 場	役 割	担 当 者	（地 区）
受 付	入り口	受 付	2 名	神戸 阪神
			2 名	播磨東 中・西播磨
			2 名	但馬・丹波・淡路
			1 名	一般参加者
駐車場	駐車場	駐車場利用者の誘導	1 名	
開会行事 講演会	大会議室	司 会	榎 木	県事務局
グループディス カッション		グループディス カッションの参 加	県民局・県民セ ンター担当者の 一部の方	

3 実践演習について

(1) 実施方法

- ・おおよそ 4 人のグループを作り、協議する。

(2) 内 容

- ・講演に関連したお題について、協議・発表。
（4 問程度、1 問あたり 15 分）

全県スポーツサミット SC21 会員旅費支給手続き等について

- 各地区から会場までの距離が異なることから、各地区で5万円の補助上限を撤廃する。(補助予算総額 35 万円は変更なし)
- 会場の駐車場に限りがあり、また利用には事前の予約が必須であることから、原則公共交通機関での旅費支給とする。
- 会員 3～4 名程度で自家用車で乗り合いのうえ来場する場合は、事務局に事前相談をし、許可された場合に自家用車を運転する代表者に旅費（※県費基準で計算）を支給する。
※主に自宅から最寄りの公共交通機関（電車、バス等）まで距離がある・便数が少ない等、公共交通機関を利用して会場に来場することが困難な会員を想定。
- 有料駐車場利用料（会場の駐車場に駐車ができなかった場合）、有料道路利用料についても利用が妥当と認められる範囲で、後日利用証明書・領収書等を事務局に提出することを条件に支給する。
- 神戸市・県民局・県民センターにおいては、事務局が全県サミット開催依頼の際に送付する「旅費経路調査票」・「振込口座依頼書」を旅費支給対象 SC21 会員に提出を求め、とりまとめの上事務局に送付する。
- 旅費支払い事務は事務局において行い、指定口座への振込を 10 月中旬～11 月上旬頃を目途に行う。

令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県スポーツサミット収支予算（案）

収 入

（単位：円）

科 目	予 算 額	内 容
全県連絡協議会負担金	374,900	特別会計より
助 成 金	150,000	ユーハイム体育・スポーツ振興会
合 計	524,900	

支 出

（単位：円）

科 目	予 算 額	内 容
交 通 費	350,000	全県スポーツサミット交通費補助
会 場 費	15,800	兵庫津ミュージアム研修室使用料
講 師 謝 金	93,000	講師謝金（合田氏）
講 師 旅 費	33,100	講師旅費（合田氏）
役 務 費	3,000	通信運搬費・振込手数料等
予 備 費	20,000	
そ の 他	10,000	
合 計	524,900	

SPORTS CLUB 21 HYOGO CONNECT（案）

1 目 的

スポーツクラブ 21 ひょうご会員が一堂に会し、クラブ運営や活動に関する情報交換及び会員相互の交流を通じてネットワークの形成を図るとともに、地域スポーツ活動の継続及び活性化に資することを目的とする。

2 主 催

兵庫県、「スポーツクラブ 21 ひょうご」 全県連絡協議会

3 日 時

令和〇年〇月〇日（〇） 13:00～16:30

4 会 場

〇〇会館

5 参加者

- (1) 「スポーツクラブ 21 ひょうご」 会員
 - (2) 全県連絡協議会役員
 - (3) 市町担当者
- 約 100 名

6 内 容

- (1) 開会 主催者あいさつ
- (2) クラブ活動紹介
 県内クラブによる活動発表
 発表例
 ア 会員確保の工夫
 イ 多世代交流の取組
 ウ 地域イベントとの連携
 エ 学校部活動地域展開との連携
 ※ 成功事例だけでなく苦労話も共有

(3) 交流プログラム

ニュースポーツ（モルック等）を活用した交流

○ 目的

- ア 地区を越えた交流
- イ 初参加者のネットワーク形成
- ウ 世代間交流

※ 競技成績を競うことを主目的としない

令和 8 年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」 全県スポーツ大会

- (1) 趣 旨 「スポーツクラブ 21 ひょうご全県連絡協議会」の構成員である県内スポーツクラブの会員等に、日々の活動の成果を発揮する機会を提供するとともに、県内のクラブ関係者のネットワーク化を図る。

(2) 開催内容

No	地 区	大 会 概 要	
1	神 戸	①種 目	第 14 回あじさいロードレース大会
		②場 所	神戸しあわせの村
		③日 時	令和 8 年 12 月 12 日(土)
2	阪 神	①種 目	モルック大会
		②場 所	川西市市民運動場
		③日 時	令和 9 年 2 月 6 日(土) 予備日 2 月 7 日(日)
3	播磨東	①種 目	小学生バレーボール大会
		②場 所	SHOWA グループ総合体育館 (加古川市立総合体育館)
		③日 時	令和 8 年 10 月 25 日(日)
		①種 目	ミニバスケットボール大会
		②場 所	SHOWA グループ総合体育館 (加古川市立総合体育館)
		③日 時	令和 8 年 11 月 14 日(土)～15 日(日)
4	中・西播磨	①種 目	卓球交流大会
		②場 所	創継町民体育館 (太子町立町民体育館)
		③日 時	令和 8 年 11 月 22 日 (日)
5	但 馬	①種 目	ふれあいソフトバレーボール交流大会
		②場 所	八鹿総合体育館
		③日 時	令和 8 年 12 月 6 日(日)
6	丹 波	①種 目	囲碁ボール交流大会
		②場 所	丹波市立柏原住民センター アリーナ
		③日 時	令和 8 年 11 月 14 日(土)
7	淡 路	①種 目	グラウンド・ゴルフ交流大会
		②場 所	三原健康グラウンド
		③日 時	令和 8 年 11 月 12 日 (木)



[ホーム](#) > [ゆうちょダイレクトのご案内](#) > ゆうちょダイレクトとは

ゆうちょダイレクトとは

ゆうちょダイレクト でこんなに簡単便利

いつでも利用できる！

ゆうちょダイレクトなら、窓口やATMが開いていない土日や深夜でも取引できます。

※一部ご利用頂けない時間があります。

[ご利用時間](#)



どこでも利用できる！

ゆうちょダイレクトなら、パソコン、スマートフォン、電話・FAXでゆうちょ銀行の口座にアクセスできます。



ゆうちょ銀行口座間の送金は即時に処理します

ゆうちょダイレクトの電信振替なら、ゆうちょ銀行の口座へ、**その瞬間**に入金します。翌日扱いにはなりません。

また、送金先口座もゆうちょダイレクトの申し込みをしていれば、送金先でも入金を**すぐに確認**していただけます。



お申し込みは無料！

ゆうちょダイレクトのお申し込みは無料です。以下のボタンからお申し込みください。

ゆうちょダイレクトのお申し込み（無料）

ゆうちょダイレクトの各サービスの詳細は、以下のページをご覧ください。

【ダイレクトサービス】

パソコン、スマートフォンを利用してインターネット上でお取引を行うサービスです。

[サービス一覧はこちら](#)

【テレホンサービス】

[ホーム](#) > [ゆうちょダイレクトのご案内](#) > 料金（ゆうちょダイレクト）

料金（ゆうちょダイレクト）

サービス	料金
各種照会	無料
ゆうちょ銀行あて振替 （送金金額にかかわらず一律 ※1）	月5回まで無料（6回目以降は100円） ※利用口座間送金については、原則無料（月1,000回目以降は100円） ※送金無料回数は、ゆうちょ通帳アプリによる送金回数との合算です。 ※外為法上の非居住者のお客さまに関連する送金料金は、送金無料回数に関わらず、1回につき3,000円です。
他金融機関あて振込	165円 ※外為法上の非居住者のお客さまによる送金料金は、1回につき3,000円です。 なお、他行の非居住者のお客さまへの送金は、ゆうちょ銀行店舗または国内非居住者円貨建て送金取扱郵便局の貯金窓口でのみお取り扱いしております。
ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス （税金・各種料金の払込み）	61円 ※2、※3
連動振替決済サービス	振替金額の1.04% ※3 （下限52円、上限115円）
自動払込みの利用申し込み	無料
投資信託のお取引	無料（ただし、投資信託の換金等の際に必要な費用、税金等は別にご負担いただきます）
国債のお取引	無料
本人認証用アプリ（ゆうちょ通帳アプリ・ゆうちょ認証アプリ）	無料
トークン（ワンタイムパスワード生成機）の新規発行・再発行	1,650円

※1 総合口座に係る受入明細票の送付は、1件につき100円です。

※2 公金のお支払いの場合、料金は30円です。

※3 振替金を受け入れる収納機関等が料金を負担する場合は、お客さまからは料金をいただきません。

注1 料金には消費税（地方消費税を含みます）が含まれています。

注2 ゆうちょダイレクトの利用申し込みは無料です。

注3 ファンドの換金等の際に必要な費用、料金等は、それぞれのファンドの説明をご覧ください。

注4 利用口座間送金は、1つのお客さま番号（ID）でお客さまが所有している複数の同一名義人口座を利用口座登録し、利用口座登録済の口座間で行う送金です。

投資信託に関する注意事項

投資信託に関する注意事項については、以下のページをご覧ください。

[お申し込みに際しての注意事項](#)

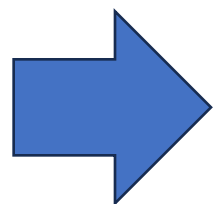
国債に関する留意事項

国債に関する留意事項については、以下のページをご覧ください。

[国債に関する留意事項](#)

令和 7 年度「スポーツクラブ21ひょうご」活動状況調査結果(R8.3)

活動方針	クラブの方向性	クラブ数※全754クラブ
①発展させたい	総合型地域スポーツクラブ拠点（モデル）クラブ 10年プランへ	15クラブ (R6:15クラブ)
②現行体制を継続	現行体制の継続 (状況により①または③に移行可)	486クラブ (R6:531クラブ)
③休会したい	休会（期間は最大5年間）	50クラブ (R6:36クラブ)
④他の組織との共同により 活動を継続	まちづくり協議会等と共同し、スポーツクラブと して活動	13クラブ (R6:40クラブ)
⑤未回答		190クラブ (R6:133クラブ)



活動方針	クラブの再編（案）
①発展させたい	登録認証もしくは法人格を取得し、中高生の会員を増やす等
②現行体制を継続	これまでと同様に活動を継続する。
③休会したい	休会もしくは統合を検討する。
④他の組織との共同により活動を継続	まちづくり協議会等と共同し、クラブの維持に努める。

総合型地域スポーツクラブ拠点（モデル）クラブ10年プラン

組織

地域スポーツコンソーシアムの設置

関係団体

SC21ひょうご

市町体育協会・民間クラブ

スポーツ推進委員会

市町行政

その他の団体

小・中学校

競技団体

施設関係者

コミスク

スポーツ少年団

高・中体連

街づくり協会

PTA

老人・子供会

他

※地域の実情に合わせて、上記団体と連携

持続可能な
クラブ運営

法人化

[法人化によるメリット]

○ 公益性のある団体として社会的信用UP

○ 団体名による契約や登記が可能になる

○ 行政からの委託事業を受けやすい

○ 団体の基盤固めができる

○ スポーツ振興くじ助成を受ける資格取得（アシスタントマネージャー等の設置等）

○ 万一の事故等、特定の個人の負担にならず法人として対処できる

	一般社団法人 ※非営利で設立の場合	NPO法人
社員	2名（理事1名）	10名（理事3名、監事1名）
申請から認証までの期間	1～4週間	1～3ヶ月間
手続き費用	約11万円（定款認定手数料5万円） （登録免許税6万円）	なし
申請先	法務局	兵庫県知事又は神戸市長
事業内容	特に制約なし	特定非営利活動（20分野）の中の活動

目指すクラブ像

指定都市

中核市

その他市町

PG	競技PG	フィットネスPG	レクリエーションPG	シニアPG	サークルPG	あそびPG
想定競技	野球、サッカー バスケット、テニス 卓球、バドミントン 等	ヨガ、ダンス、体操 ストレッチ 等	囲碁ボール インディアカ サイクリング ハイキング 等	健康体操 ウォーキング グラウンドゴルフ 等	絵画、囲碁 将棋、華道 茶道、料理 太鼓、舞踊 等	縄跳び（ダブルダッチ） けん玉、ドッジボール 野外活動 等
多志向	初級	1 2 3 4 5	1 2 3	1 2	1 2	1 2
	中級	1 2 3 4 5	1 2 3	1 2	1 2	1 2
	上級	1 2 3 4 5	1 2 3	1 2	1 2	1 2
	初級	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2
	中級	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2
	上級	1 2 3 4	1 2	1 2	1 2	1 2
初級	1 2 3	1	1	1 2	1 2	1 2
上級	1 2 3	1	1	1 2	1 2	1 2
多種目 多世代						

※1 初級コースには、無料体験教室を数回設定する等、スポーツクラブに入りやすい環境を整える
※2 各プログラムにおいて、障害のある方も参加可能な体制を整える

[自主運営に向けて配慮すべき事項]

1 運営委員会と事務局の設置
趣意書、各種規約の作成と主要部門となる総務、財務、広報の設置 等

2 クラブマネージャー及び事務局員の配置
情報処理に長けた人や会計業務等、様々な知識や経験、ノウハウを有する人材を確保

3 多様な財源の確保
会費収入、各種スポーツイベント、スポーツ教室などの事業収入の他、施設の指定管理、行政が展開する事業の受託 等

4 魅力的な活動プログラムの展開
地域住民のニーズや課題に対応したプログラムの展開や、初心者でも参加しやすい教室、季節体感、文化活動、フェスティバル 等

5 広報活動の充実 電子メディア、市町ローカルメディアの活用 等

6 指導者・スタッフの養成、確保
クラブの運営経費の中で指導者養成に係る経費を予算化
（公認指導者資格の取得補助、運営予算のうちの何%を充てるかなど）

7 法人格の取得 上記

8 リスクマネジメント
ケガや事故の未然防止方策の検討（救急体制、事故誘発要因のチェックと改善）

9 クラブハウスの活用促進
道具置き場に加え、会員の交流目的のスペースを設置 等

施設

小学校・中学校・高等学校の体育施設及び統廃合などによる空き校舎（市町教委、学校と要調整）、公民館、利用者が少ない公園（市町所管課と要調整） 他

予算

会員会費・基金・国庫補助金・toto 他

会員会費・国庫補助金・toto 他

今後の方針

各市町連絡協議会で意思確認

今のクラブを

①発展させたい

②現行体制を継続したい

③休会したい

総合型地域スポーツクラブ拠点（モデル）クラブ10年プランへ

※登録認証取得の検討（兵庫県体育協会へ相談）

現行体制の継続（状況により①または③に移行可）

※登録認証取得の検討（兵庫県体育協会へ相談）

休会（期間は最大5年間）

再開・統合・廃止について、市町「SC21ひょうご」推進委員会と協議、決定

R 4（1年目）

R 5（2年目）

R 6（3年目）

R 7（4年目）

R 8（5年目）

R 9（6年目）

R 10（7年目）

R 11（8年目）

R 12（9年目）

R 13（10年目）

令和 8 年度登録認証制度の申請状況について

令和 8 年度現在 **SC21**：現存 7 5 3 クラブ（休会 8 クラブ）

1 SC21 登録認証制度登録認定クラブ（9 クラブ）

登録認定クラブ	活動拠点	クラブの構成
ひがしなだクラブ	神戸市（東灘区）	単独 SC21 （任意団体）
クラブ北神	神戸市（北区）	北神区 SC21 統括法人（ NPO 法人）
スポーツクラブ 21 富士	三田市	単独 SC21 （ NPO 法人）
明石アクティヴスポーツ	明石市	SC21 二見北より分離独立（ NPO 法人）
加古川総合スポーツクラブ	加古川市	加古川市 SC21 統括法人（ NPO 法人）★指定管理
スポーツクラブ 21 はりま	播磨町	播磨町 SC21 （ NPO 法人）★指定管理
スポーツクラブ 21 しかま	姫路市	単独 SC21 （ NPO 法人）
スポーツクラブ 21 氷上東	丹波市	単独 SC21 （任意団体）
スポーツクラブ 21 都志	洲本市	単独 SC21 （任意団体）

※統括法人は、所管するすべての **SC21** に公認マネージャーの配置が必要

2 登録認証を取得することによって得られるメリット

総合型地域スポーツクラブ活動助成（**toto**）【令和 8 年度条件】

1 助成対象：下記(1)～(3)が必須条件

- (1) スポーツ団体ガバナンスコード自己説明公表実施クラブ
- (2) 総合型地域スポーツクラブ登録認証制度認定クラブ
- (3) 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ

2 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業

（助成初年度から継続 5 カ年度まで）年額 **750,000 円～2,160,000 円**

3 総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業

（助成初年度から継続 5 カ年度及び 5 カ年度経過後引き続き 3 カ年度）

※ クラブマネージャーを有償雇用している場合のみ

月額 **CM** 有資格者 **100,000 円**、**CM** 不在の **AM** 有資格者 **95,000 円**、**AM** 有資格者 **85,000 円**
（年間総額上限 **1,944,000 円**）



令和 6 年度より、公的助成（**toto**）の要件が、登録認定された法人格クラブに限定されたことから、今後、登録認証を取得する総合型地域スポーツクラブが増えてくることが望ましい。

「スポーツクラブ２１ひょうご」全県連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「スポーツクラブ２１ひょうご」全県連絡協議会という。

(目的)

第2条 本会は、「スポーツクラブ２１ひょうご」事業によって設立された総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という）で組織し、相互の連絡と親睦及びクラブの円滑な運営と活動の活発化を図り、もって、地域の生涯スポーツ振興に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共通課題の検討会
- (2) 情報交換会
- (3) 交流大会
- (4) 研修会・講習会
- (5) 女性委員会
- (6) その他必要な事業

(組織)

第4条 本会に、次の各地区連絡協議会をおく。

- (1) 神戸 (2) 阪神 (3) 播磨東 (4) 中・西播磨 (5) 但馬 (6) 丹波 (7) 淡路

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 若干名 (3) 代表理事 若干名
(4) 理事 若干名 (5) 監事 若干名 (6) 女性委員長 1 名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会において承認する。

- 2 代表理事は、第4条に定める地区連絡協議会の会長をもって充てる。
- 3 理事は、第4条に定める地区連絡協議会の副会長または、地区連絡協議会から推薦された者をもって充てる。
- 4 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 女性委員長は、女性委員のうちから代表理事会において推挙し、理事会において承認する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は再任されることができる。
- 8 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、これを統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 2 代表理事は、理事会に付議すべき事項等を審議する。
- 3 理事は、予算及び決算等、重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の業務を監査する。

(幹事)

第8条 本会に幹事を若干名おくことができる。

2 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を若干名おくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応え、本会の運営について助言する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、スポーツ振興課長をもって充てる。

3 事務局に関する必要な事項は別に定める。

(会議)

第11条 本会の会議は、代表理事会及び理事会とする。

2 会議は、会長が必要に応じてこれを招集し主宰する。

3 代表理事会は、会長、副会長、代表理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、理事会に付議すべき事項及び理事会において委託された事項を議決する。

4 理事会は、会長、副会長、代表理事、理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、この規約に別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

5 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

6 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長が必要と認めたときには、会議にオブザーバーとして有識者の出席を求めることができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、次のものをもってあてる。

(1) 会費 (2) 助成金 (3) 寄附金 (4) その他

2 会費は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会会費規程（以下、「会費規程」という。）で定める額とし、第4条に定める地区連絡協議会ごとにまとめて納付する。

(賛助会員)

第13条 本会に賛助会員をおくことができる。

2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、地域の生涯スポーツ振興に寄与できる団体のうち、本会を賛助するために入会した団体とする。

3 本会への入会については、代表理事会において推挙し、理事会において承認を受けなければならない。

4 賛助会員は、第4条に定める地区連絡協議会には属さない。

5 賛助会員は、賛助会費として会費規程で定める額を本会に納付しなければならない。

6 その他、規約に定めのない事項は別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が定め、理事会に報告する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年9月11日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 2 この規約は、平成19年2月22日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 3 この規約は、平成24年6月4日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 4 この規約は、平成26年3月13日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 5 この規約は、平成26年6月6日より施行する。ただし、改正後の第12条第2項の規定は、理事会において別に定める日から施行する。
- 6 この規約は、平成26年10月9日より施行する。
- 7 この規約は、平成28年4月1日より施行する。
- 8 この規約は、平成30年4月1日より施行する。
- 9 この規約は、令和元年9月1日より施行する。
- 10 この規約は、令和5年4月1日より施行する。（事務局の名称変更）
- 11 この規約は、令和5年7月12日より施行する。（事務局長の変更）
- 12 この規約は、令和6年9月12日より施行する。（地区連絡協議会の名称変更）
- 13 この規約は、令和7年4月1日より施行する。（事務局の名称変更、事務局長の変更）